

## 平成30年度第4回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：平成30年12月3日（月）午前10時00分～午前11時15分

場 所：生駒市役所 3階 302会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 大西総務部長、西田総務課長、飯島総務課課長補佐、山下総務課係員、  
葛葉総務課係員

会議内容：

### 1 平成30年度第3回委員会会議録の確認

・確認の上、承認。

（事務局） 前回の会議で質問のあった確認事項について説明する。No.17の有害鳥獣捕獲許可について、「狩猟免許を有し、原則として5年以上有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者」という捕獲実施者の5年以上の継続条件を緩和して、登録後すぐに許可することができないかという要望に対するその後の対応であるが、現在は5年以上の継続条件をなくし、登録後すぐに許可できるよう要綱の改正を行ったとのこと。No.35の精神障害者保健福祉手帳の更新案内について、県と市のどちらの仕事であるのかということであったが、結論としては市の役割であるということ。精神障害者保健福祉手帳の発行の事務については、新規交付の申請の受付や更新申請の受付等は法定受託事務で市町村の仕事となっている。事務費等の負担、人員の確保やご自身の精神疾患等に関する情報の通知自体を望まれない方もおられるということで、様々な配慮する面があり、現実は今すぐ更新案内を通知することは困難であると判断し回答したとのこと。

（委員長） よろしいか。

（各委員） はい。

### 2 法令遵守推進制度の運用状況（平成30年8月分～平成30年9月分）

（事務局） 資料2～4で説明。今回は、8月分と9月分の2月分で21件の要望等記録があり、半数以上の13件が公職者からのものとなっている。不当要求に該当すると思われる事案はなかった。

（委員） No.60やNo.63について、自治会長の連絡先に関する要望であるが、前回会議で、自治会長の連絡先を教える際には自治会に関する担当課が基準を持って判断しているとあったが、今回のNo.60やNo.63の要望とその基準との関係はどのような判断があったのか。

（事務局） どうしても自治会長に連絡しなければ市の事業等が滞るなど、連絡の必要性があると判断できる場合には、担当課は、要望者が公職者であっても自治会内の一

般の市民の方であっても連絡先を教えているが、連絡の必要性がないと判断できればお断りするという運用を行っていると思う。

(委員) 窓口は一本化していて、取扱については統一されているということか。

(事務局) はい。

(委員長) No. 60 の要望等記録票兼報告書では要望者が何のために問合せしているのかわからないため、窓口で判断して連絡先を教えましたという報告書を受けても、それが基準からいってどうであるのかわからない。要望等記録票兼報告書の書き方については、要望の目的を特定して報告してほしい。No. 63 についても、看板を設置するのに自治会長の連絡先が必要であるという目的は書かれているが、この看板は誰が設置するのかということが重要であるが、この要望等記録票兼報告書ではわからない。要望等記録票兼報告書は、「誰が」「何のために」という部分を書いていただきたい。

(委員) 自治会長の連絡先についてであるが、個人情報の考え方からして、自治会長に個人情報を何のために使用するかという承諾は取っているのか。

(事務局) 自治会長の交代の際に出していただく届出の紙には、こういった場合は提供することがあるという旨の記載があり、それを確認していただいた上で届出をしていただくことにはなっており、それで同意を得ていると考えている。

(委員) 同意の手続を踏んでいるのであれば構わない。

(委員) 自治会長の連絡先については、原課に問合せがあってもそこでは答えないということを徹底しているということでしょうか。判断基準を持っている自治会に関する担当課で判断して返事をするシステムになっているという理解でよいのか。

(事務局) はい。

(委員) No. 64 の歩道の整備について、今後整備が必要となった場合は教育総務課と協議しながらとあるが、実際にその後協議はしたのか。

(事務局) 特には聞いていないので、その後は何も動きはないのだと思う。

(委員) No. 70 について、市営住宅及び再開発住宅の家賃滞納による不良債権の処理を連帯保証人に対して何らかの措置を求めているのかということに対する回答はどのようなのか。

(事務局) 家賃を滞納している者は条例改正前に入居しているため、連帯保証人ではなく保証人となっているため、そこまでの措置を求めるまでのことはしていないという意味合いの回答であると思う。

(委員) No. 69 について一方通行の道を逆進入する車があるため進入禁止の看板を建ててほしいということであるが、そういった看板を建てることは生駒市の仕事ではないのか。

(事務局) 通行規制となると警察の仕事になる。

(委員) 標識を建てるとなると、やはり所轄の警察になるであろう。

(委員) 全体を通して、公職者からの要望がほぼ各担当課での窓口でなされているようであるが、会派の部屋に呼ばれて要望されることはないのか。

(事務局) ないことはないと思うが、今は各課に訪問して要望することが多いのかもしれない。

ない。

(委員) 会派の部屋に呼ばれてなされた要望の報告が漏れているということはないと思うが、今後も公職者からの要望は全て記録することを徹底してほしい。

### 3 その他

- ・新聞記事の紹介
- ・学校からの要望等記録報告について  
今回整えた様式で学校に周知し、運用していく。
- ・様式の改正について  
不当要求の可能性の欄について、不当要求の項目について明記する改正を行い、今後新様式で運用していく。
- ・次回の会議は、2月20日(水) 10:00から開催

#### [配布資料]

[資料1] 平成30年度第3回法令遵守委員会会議録(案)

[資料2] 法令遵守推進制度の運用状況表

[資料3] 要望等記録一覧表(平成30年8月分～平成30年9月分)

[資料4] 要望等記録票兼報告書(平成30年8月分～平成30年9月分)

[新聞記事]